

2007年1月25日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

児童手当及び児童扶養手当の受給申請の受付、認定及び支払並びに特別児童扶養手当の受給申請の受付事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年12月26日付けで諮問（第235号）された児童手当及び児童扶養手当の受給申請の受付、認定及び支払並びに特別児童扶養手当の受給申請の受付事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 児童扶養手当については、児童扶養手当法に基づき、父母の離婚、死亡な

どにより、父と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を養育し、公的年金を受けていない母子家庭の、生活の安定と自立を促進するため母等に支給するものである。（所得制限あり。）

本市の児童扶養手当受給者数は毎年増加しており、平成12年度は1,777人であったが、平成18年度には2,089人と約1.2倍になっている。

特別児童扶養手当については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に中度以上の障害のある児童の福祉の推進を図ることを目的に支給されるものである。（所得制限あり。）

特別児童扶養手当を受けている世帯の数は平成18年度が468世帯と平成17年度の約1.1倍に増加している。

このような中、児童扶養手当業務及び特別児童扶養手当業務について、迅速かつ的確にサービス提供する必要から、コンピュータによるシステム構築は不可欠であり、平成7年7月に福祉健康部における各種業務処理のコンピュータ利用について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をし、コンピュータ利用を認めるとの答申を受け、平成7年から平成10年にかけて保健福祉総合システムの一部として構築し現在に至っている。

イ 本市は、平成19年10月から「ごみ処理有料化」を実施する予定であるが、制度変更に伴う緩和措置として、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯を対象として、ごみ処理有料化の免除を実施する予定である。

具体的な方法としては、環境事業センターから免除対象世帯に指定収集袋の引換券を送付し、対象者が市民センター、公民館、環境部の各施設において、引換券により指定収集袋を受け取る方法を検討しており、環境事業センターから児童福祉課で管理している児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者情報を目的外利用したいと依頼があった。

児童福祉課で管理しているこれらの手当の受給情報を目的外利用させることについて、本人等の同意を得ていないため条例第12条第4項及び第5項の規定に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に利用させる必要性について

保健福祉総合システムで保有し、児童福祉課で管理している児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者情報を目的外に利用させることにより、「ごみ処理有料化」の緩和措置の対象者となるこれらの手当受給者に対し、漏れなく免除の案内を適切かつ効率的に実施できることから、保健福祉総合システムにより目的外に個人情報を利用させる必要性があると考えられるものである。

(3) 目的外に利用させる個人情報の内容について

平成19年度については、7月1日現在の児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の受給者の住所または居住及び氏名について、環境事業センターに対し、保健福祉総合システムのデータを目的外に利用させるものである。

なお、7月1日現在に届出不備または資格の有無を調査中等の者については、目的外利用はさせないものとする。

また、平成20年度以降については、指定収集袋の引換券の発送を3、7、11月の年3回、全受給者に対し実施する予定で、これに合わせて上記事項について、3月1日、7月1日、11月1日現在の保健福祉総合システムのデータを目的外に利用させるものである。

なお、平成19年の7月以降と平成20年度以降の年3回の定期引換の間に児童扶養手当、特別児童扶養手当の認定を受けた者に対し引換券の発送を毎月実施する予定であることから、当該認定を受けた者に係る上記事項について保健福祉総合システムの毎月1日現在のデータを目的外に利用させるものである。

(4) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

本業務の目的は、ごみ処理有料化の実施に伴い、制度変更に伴う緩和措置を実施することが対象世帯の利益に適うことであり、また、全対象者が平成19年度1月推計で約4,600世帯、随時の認定に伴う対象者が、生活保護世帯では1ヶ月の新規認定約50世帯、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者の1ヶ月の新規、異動認定が約30世帯となっている。

このことから、本人以外のものから対象世帯の個人情報を収集すること及び目的外に利用することについて、あらかじめ本人に通知することは、業務の効率や運営を著しく阻害することになると判断されるため、指定収集袋の引換券の第1回目発送時にあわせて、目的外に利用することについての事後の本人通知を同封するものとする。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

緩和措置対象者の抽出について、生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者は延べ4,600世帯と多く、さらにそれぞれの手当を重複して受給している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュータによる処理が必要と考える。

また、今回の緩和措置対象者のうち、対象外となるデータの引き抜きについても、コンピュータ処理によって迅速かつ正確に行うことが可能となる。

イ コンピュータを処理をする個人情報の項目

児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者の、

(ア) 住所または居所

- (イ) 対象者氏名
- (ウ) 受給区分（生保，児扶，特児の別）

ウ 処理サイクル

平成19年度については，7月1日現在の生活保護受給世帯，児童扶養手当受給世帯，特別児童扶養手当受給世帯の受給者氏名，住所または居所及び受給区分について，重複受給分については名寄せを行い，紙ベースのリストを環境事業センターに提供する。

また，平成20年度以降については，指定収集袋の引換券の発送を3，7，11月の年3回，全受給者に対し実施する予定で，これに合わせて上記リストを提供する。なお，平成19年の7月以降と平成20年度以降の年3回の定期引換の間に生活保護，児童扶養手当，特別児童扶養手当の認定を受けた者に対しては，引換券の発送を毎月実施する予定であることから，当該認定を受けた者のリストを毎月提供するものとする。

エ 出力物

- (ア) 対象者リスト（住所または居所，対象者氏名，受給区分）
- (イ) 宛名ラベル（郵便番号，住所または居所，対象者氏名）

(6) 安全対策及び日常的な処理体制

保健福祉総合システムについては，非公開系ネットワークとして構築するため，外部との接続を行わない。そのため，外部からのアクセスを許可せず，個人情報漏洩について防止している。

また，今回のコンピュータ処理については，個別の受給データについてはコンピュータ内に記録は行わず，かつ，新たなファイルを作成するものではない。対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。このため，結合処理にはあたらない。

なお，処理においてはIT推進課における処理を前提とし，保健福祉総合システムの生活保護台帳ファイル，児童扶養手当台帳ファイル，特別児童扶養手当台帳ファイルから必要情報を抽出し，業務処理に必要な出力を行うものである。

(7) 実施時期について

平成19年7月1日予定。

(8) 提出資料

- ア 保健福祉総合システム概略図
- イ コンピュータ処理イメージ
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由に理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用させる必要性について

保健福祉総合システムで保有し、実施機関で管理している児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者情報を目的外に利用させることにより、「ごみ処理有料化」の緩和措置の対象者となるこれらの手当受給者に対し、漏れなく免除の案内を適切かつ効率的に実施できる。

以上のことから判断すると、目的外に利用させる必要性があると認められる。

ただし、新規認定者に対してはあらかじめ同意が取れないか再度検討すること及び出力されたリストの管理を徹底させることを条件とするものである。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

本業務の目的は、ごみ処理有料化の実施に伴い、制度変更に伴う緩和措置を実施することであり、これは対象世帯の利益に適うことである。また、全対象者は平成19年度1月推計で約4,600世帯、随時の認定に伴う対象者は、生活保護世帯では1ヶ月の新規認定約50世帯、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者の1ヶ月の新規、異動認定が約30世帯となっている。

このことから、本人以外のものから対象世帯の個人情報収集すること及び目的外に利用することについて、あらかじめ本人に通知することは、業務の効率や運営を著しく阻害することになるため、実施機関では、指定収集袋の引換券の第1回目発送時にあわせて、環境管理課が目的外に利用することについての同課からの事後の本人通知を同封することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

緩和措置対象者の抽出について、生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者は延べ4,600世帯と多く、さらにそれぞれの手当を重複して受給している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュータによる処理が必要である。

また、今回の緩和措置対象者のうち、対象外となるデータの引き抜きについても、コンピュータ処理によって迅速かつ正確に行うことが可能となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 安全対策について

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築する

ため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別の受給データについてはコンピュータ内に記録は行わず、かつ、新たなファイルを作成するものではない。対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。このため、結合処理にはあたらない。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合システムの生活保護台帳ファイル、児童扶養手当台帳ファイル、特別児童扶養手当台帳ファイルから必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上